○国土交通省告示第千二百九十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十月八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年十二月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称
16370	フォルクスワーゲン ABA－6R CGG	フォルクスワーゲングループジャパン株式会社

○国土交通省告示第千二百九十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十月十四日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年十二月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称
16379	ホンダ EBL－SC61	本田技研工業株式会社

○国土交通省告示第千三百号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十月二十日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年十二月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称
16380	BMW ABA－SN44	ビー・エム・ダブリュー株式会社

○国土交通省告示第千三百一号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十一年十月二十七日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十一年十二月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3228	キセキ H 151	刈取脱穀作業車	キセキ E 269	0.688	井関農機株式会社　愛媛県松山市馬木町700番地

○国土交通省告示第千三百二号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十一年十月三十日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十一年十二月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3229	ヤンマー M 18	農耕トラクタ	ヤンマー 3TNV76	1.115	ヤンマー株式会社　大阪府大阪市北区茶屋町1番32号
農3230	ヤンマー KDN－65H	〃	ヤンマー 4TNV98	3.318	〃
農3231	ヤンマー KDN－65J	〃	〃	〃	〃
農3232	ヤンマー KDP－83B	〃	〃	〃	〃

○国土交通省告示第千三百三号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十一年十一月十一日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十一年十二月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
特2159	コマツ EDM－SM228	フォーク・リフト	小松 4D94LE	3.053	コマツユーティリティ株式会社　栃木県小山市横倉新田110
特2160	コマツ EDM－SM229	〃	〃	〃	〃

○国土交通省告示第千三百四号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十一年十一月十二日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十一年十二月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3233	クボタ BR	農耕トラクタ	クボタ D1005	1.001	株式会社クボタ　大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号
農3234	クボタ BU	〃	クボタ D1305	1.261	〃
農3235	クボタ BT	〃	クボタ D1105	1.123	〃
農3236	クボタ BS	〃	クボタ D1005	1.001	〃

○国土交通省告示第千三百五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十一年十一月十三日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十一年十二月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3237	三菱 EDM－GT30F	農耕トラクタ	三菱 S3L3	1.496	三菱農機株式会社　島根県八束郡東出雲町大字揖屋町667番地1

○海上保安庁告示第三百四十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十二月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	敦賀港金ケ崎防波堤灯台
位置	福井県敦賀港（金ケ崎防波堤外端）
所在地	三五－三九－五一
緯経	一三六－〇三－一九
変更した事項	
光度	三一、〇〇〇カンデラ
光達距離	一一・五海里
変更年月日	平成二十一年十月二十一日

○海上保安庁告示第三百四十八号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十二月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	内海港南防波堤灯台
位置	
所在地	愛知県知多郡南知多町（内海港南防波堤外端）
緯経	三四－四三－五八 一三六－五二－〇〇
変更した事項	
名称	内海港第四号防波堤灯台